

## 都市マスタープラン検討部会設置要綱

### (設置)

第1条 都市計画法第18条の2の規定に基づく「都市計画に関する基本的な方針」(以下「都市マスタープラン」という。)の策定に係る調査検討等を行うために、新宿区都市計画審議会条例第7条第1項及び新宿区都市計画審議会の運営等に関する規則第14条第3項の規定に基づき「都市マスタープラン検討部会」(以下「部会」という。)の設置及び運営について必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 部会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 都市マスタープランの策定に係る調査検討等に関する事項
- (2) その他必要な事項

### (組織)

第3条 部会は、新宿区都市計画審議会条例第7条第2項の規定に基づき、都市計画審議会会長が指名する6名以内の委員をもって組織する。

### (部会長)

第4条 部会長は事務を総括する。

2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 部会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 部会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を専門委員として部会に出席させて意見を聴くことができる。

### (幹事)

第6条 部会に庶務を処理するため幹事若干人を置く。

### (設置期間)

第7条 部会の設置期間は、都市マスタープランの策定の日までとする。

### (招集の通知)

第8条 部会長は、部会を招集しようとするときは、やむを得ない場合のほか、招集期日の3日前までに、議案を添えて、日時及び場所を委員に通知しなければならない。

### (会議の公開)

第9条 部会の会議は、公開とする。ただし、部会長が公開することが適当でないと認めるときは、この限りではない。

### (傍聴人の数及び退場)

第10条 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)の数は、部会長が定める。

2 部会長は、傍聴人が係員の指示に従わないとき、又は会場の秩序を乱したと認めるときは、退場を命じることができる。

### (庶務)

第11条 部会の庶務は、都市計画部都市計画課が担当する。

### (補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は部会において協議し、部会長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和8年7月22日から施行する。